

## 「第三者委員会」検討のためのメモ

- 目的

第三者委員会は、環境ガイドラインの基本方針に沿って、国際協力銀行が融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に受け入れることのできないような悪影響をもたらすことがないようにする観点から、環境ガイドラインの遵守を確保し、銀行のアカウンタビリティと透明性を確保することを目的とする。

- 活動

公正・中立な立場から、ガイドラインの遵守に関する異議申立を受け付け、専門性を持って必要な調査を行い、その結果に基づき銀行に対してRecommendationを提出することができる。

受け付けた異議申立、調査の結果、銀行に対する Recommendation は、公開される。

- 要件

委員および事務局が銀行の投融資部門から独立していること。(委員を外部から登用することができる)

委員は高い専門能力と見識を備えていること。

必要な情報や関係者にアクセスができること。(調査権が附与されること)

透明性とアカウンタビリティが確保されること。

Recommendation が効力を有すること。(JBICが委員会の Recommendation を尊重してフォローアップすること)

- 今後の議論で明らかにすべき点

組織	銀行と委員会の(権限)関係 委員会、事務局の構成 委員の選定・任命方法
異議申立手続	申立て手続 受理の要件(タイミング、対象案件、申立者の範囲)
調査手続	調査案件の要件 調査方法
情報公開	公開の方法(タイミング、媒体)
意思決定への反映	Recommendation の提出方法 フォローアップ体制

- 以上 -